

昨年も公開模試から本試験的中！

※財務諸表論・所得税法・相続税法・酒税法・消費税法・住民税から一部抜粋

〔財務諸表論〕

第69税理士試験問題

〔第一問〕問2 (2)

- (2) 20X8年度末に発生したキャッシュフローの支払義務に基づき、引当金Aと引当金Bを設定する。それぞれの引当金について、20X9年度内に予想されるキャッシュフローは以下のとおりである。この時、20X8年度末の引当金Aについての(小問1)における解答(a)による評価額と、20X8年度末の引当金Bについての(小問1)における解答(b)による評価額とを答えなさい。なお、割引計算は必要ないこととする。

引当金A			
予想される支出額	80	100	120
発生確率	30%	40%	30%

引当金B	
予想される支出額	0
発生確率	90%



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第三問〕6

- (3) 建物C(期末時点の帳簿価額：40,122千円)について、当期末において減損の兆候が認められた。当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回ることから減損処理を行う。

なお、当該建物Cの今後の使用プランは複数あり、それぞれのプランに基づく将来キャッシュ・フロー及び生起する確率は以下のとおりである。

企業の選択肢	将来キャッシュ・フロー (使用及び処分合計)		生起する確率
	割引前	割引後	
プラン①	31,999千円	27,001千円	15%
プラン②	40,002千円	35,907千円	58%
プラン③	39,700千円	34,738千円	27%

- ① 当該資産の期末時点の正味売却価額：32,698千円
② 当社は、将来キャッシュ・フローの見積方法について、生起する可能性が最も高い単一の金額を見積る方法を採用している。

〔所得税法〕

第69回税理士試験問題

〔第二問〕問2【資料V】

- 2 公的年金については、本年中は乙の生前には乙が受領したものはなく、乙の死亡後500,000円を乙の妻が受領した。



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕問1【資料V】

- (2) 未支給の公的年金 192,000円
これは、甲の母の2月分及び3月分の年金で、本来は本年4月15日に支払われる予定だったものであり、年金受給権者死亡届を提出したことにより本年10月中に支払いを受けたものである。

〔相続税法〕

第69回税理士試験問題

〔第二問〕3 (7)

- リ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は、次のとおりである。

- (イ) A類似業種の株価
平成30年平均 358円
平成31年4月以前2年間の平均 349円
平成31年4月 342円
平成31年3月 348円
平成31年2月 344円
(ロ) B類似業種の1株当たりの配当金額 3.7円
(ハ) C類似業種の1株当たりの利益金額 80円
(ニ) D類似業種の1株当たりの純資産価額 191円

ス N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は、次のとおりである。

- (イ) 直前期の年配当金額 2,100,000円
(ロ) 直前々期の年配当金額 3,200,000円
(ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 88,700,000円
(ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 80,750,000円
(ホ) 平成30年12月31日現在の純資産価額 435,000,000円
(ヘ) 平成29年12月31日現在の純資産価額 378,000,000円
② 1 非経常的な配当金額はない。
2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試 3 (9)

- リ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。

- (イ) 類似業種の株価
平成30年平均 272円
令和元年5月以前2年間の平均 258円
令和元年5月 314円
平成31年4月 312円
平成31年3月 318円
(ロ) 類似業種の1株当たりの配当金額 3.3円
(ハ) 類似業種の1株当たりの利益金額 15円
(ニ) 類似業種の1株当たりの純資産価額 143円

ス N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

- (イ) 直前期の年配当金額 2,500,000円
(ロ) 直前々期の年配当金額 3,500,000円
(ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 13,000,000円
(ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 15,000,000円
(ホ) 直前期末の利益積立金額 50,000,000円
(ヘ) 直前々期末の利益積立金額 40,500,000円

そのほかの第69回税理士試験のTAC的中実績は、ホームページで公開しています！

TAC税理士 動画

🔍 検索

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html

税理士講座トップページ中段「TAC税理士講座の6大特長 5. 高い的中実績」でご案内しています。



〔酒税法〕

第69回税理士試験問題

〔第二問〕

9. 商品Dについては、令和元年8月23日に外国で行われた私的機関が主催する品評会に出品するため、令和元年8月17日に10本(容器の容量720ml)を製造場から外国へ輸出した。



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕7

7. 商品Bについては、5の表の令和元年8月中の移出の内訳に、令和元年8月13日に輸出の目的で酒税法第29条(輸出免税)の規定により移出した3,000本(容器の容積720ml)及び令和元年8月20日に輸出酒類販売場において、外国人旅行者に対して、消費税及び酒税を免除して販売した酒類100本(容器の容積720ml)が含まれている。

〔消費税法〕

第69回税理士試験問題

〔第二問〕問2 資料3

【資料3】丙社の概要

- (1) 資本金は10,000,000円であり、設立時より変更はない。
(2) 株主構成は次のとおりであり、設立時より変更はない。
(株主) (持株割合)
D氏 (Fの父、Aと別生計) 55%
E氏 (Fの兄、Aと別生計) 35%
F氏 (Aの妻、Aと生計一) 10%
(3) 丙社は造園業を営んでいる。各課税期間における取引の状況は次のとおりであり、丙社は設立以来課税事業者である。
なお、() 内の金額は、それぞれの課税期間の開始の日以後6月の期間の金額である。

(単位：円)

取引の状況	第10期 自平成27年2月1日 至平成28年1月31日	第11期 自平成28年2月1日 至平成29年1月31日
	388,000,000 (189,000,000)	501,000,000 (246,000,000)
課税資産の譲渡等の金額		

取引の状況	第12期 自平成29年2月1日 至平成30年1月31日	第13期 自平成30年2月1日 至平成31年1月31日
	550,000,000 (275,000,000)	500,000,000 (235,000,000)
課税資産の譲渡等の金額		



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第二問〕問2 資料1

1. A社は、個人X及びXの妻Yの出資により資本金900万円で前課税期間の平成30年1月1日に設立された12月末決算法人であったが、当課税期間中の平成31年1月に事業年度を9月末に変更している。Xは発行済み株式の60%を、Yは発行済み株式の40%を保有している。

A社の前課税期間の取引の状況は次のとおりであり、前課税期間においては3店舗(以下「既存3店舗」という。)で営業を行っていたが、当課税期間に1店舗(以下「新店舗」という。)オープンし、4店舗(以下「店舗」という。)となっている。

(単位：円)

A社の取引の状況	前課税期間	
	自平成30年1月1日 至平成30年6月30日	自平成30年7月1日 至平成30年12月31日
I 資産の譲渡等の金額	164,379,542	185,768,329
Ⅰ Iのうち非課税取引に係るもの	527,561	765,932
Ⅱ Iの売上げに係る対価の返還等	1,223,451	1,432,459
Ⅲ 支払給与等の金額	47,456,221	55,476,369

〔住民税〕

第69回税理士試験問題

〔第一問〕

- 問2 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、以下の点について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
② 納税義務者及び課税団体
③ 特例対象となる退職所得
④ 税率、税額計算及び徴収方法



2019年合格目標 TAC全国公開模試

●全国公開模試〔第一問〕

- 問1 平成31年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税と取扱いが異なる点に留意しつつ、次の①から④について述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
② 課税団体
③ 特例対象となる退職所得
④ 課税標準、税率、税額計算及び徴収方法